

PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業

FAQ

更新日 令和8年4月1日

【補助金の対象条件】

- Q101** 補助金申請の対象となる事業の条件は何ですか。
A101 補助金の対象となる事業の条件は以下の通りです。
1. 交付申請時点までに、日本消防装置工業会の管理台帳に登録されていること。
2. 設置済み(交換前)の設備に工業会が発行するPFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証(黄色地に黒文字)または泡消火薬剤管理番号シール(灰色地に黒文字)が貼布されていること。
<例>
-
3. 交換されたPFOS含有泡消火薬剤や薬剤が溶けた水溶液等は、環境省が策定する「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って適切な処理を行うこと。
4. PFOS含有泡消火薬剤からPFOS等非含有泡消火薬剤への交換が完了した後に、工業会へ届け出て、工業会が発行する泡消火薬剤管理番号シール(灰色地に黒文字)を貼付又は追記し、交換が完了したことを明示すること。
<例>
-
5. 都や会社がアンケート等調査を行う場合にはこれに協力すること。
- Q102** PFOA含有泡消火薬剤の交換は補助金の対象になるか。
A102 はい、令和8年度から補助金の対象です。
- Q103** 東京都以外(例: 神奈川県や埼玉県)にある駐車場の泡消火設備は補助金の対象になるか。
A103 いいえ、本補助金は東京都内に設置されている設備のみが対象です。
- Q104** 地方自治体が所有する泡消火設備は補助金の対象になるか。
A104 いいえ、地方自治体が所有する設備は補助金の対象外です。
- Q105** 泡消火設備のタンクにシールが貼られていないが対象となるか。
A105 シールが貼られていない場合は対象外です。
工業会が発行するPFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証(黄色地に黒文字)または泡消火薬剤管理番号シール(灰色地に黒文字)が貼布されていることが要件となります。
- Q106** 申請予定の泡消火設備は、工業会への登録がないが申請可能か。
A106 工業会への登録がない場合は申請不可となります。
- Q107** これから工業会への登録を行う予定だが申請可能か。
A107 工業会の管理台帳に登録されていれば、申請は可能です。登録後、ご申請ください。
- Q108** 泡消火設備について薬剤名等が不明の場合はどうしたらよいか。
A108 薬剤名等が不明の場合、以下の1から3のいずれかに該当するものを補助対象とします。所有する薬剤が要件に合致するかどうかをご確認いただき、対象と判断できる場合は、要件を満たすことが分かる書類を添付の上、申請を行ってください。
1. 工業会が発行するPFOS含有泡消火薬剤管理台帳登録済証(黄色地に黒文字)の貼付が確認できるものであること。
2. 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3に基づき、消防署等に提出した消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表に記載するためのサンプリング検査結果において、5年以内の試験報告書等にPFOS等含有であることが確認できるものであること。
3. 分析機関による泡消火薬剤の分析において、薬剤中にPFOS等が1ppb以上検出されたことを証明できる泡消火薬剤であること。

なお、以上に加えて、PFOS含有泡消火薬剤は平成22年3月以前に設置されたもの、PFOA含有泡消火薬剤は令和3年10月以前に設置されたものであることが条件となりますので、併せてご確認ください。

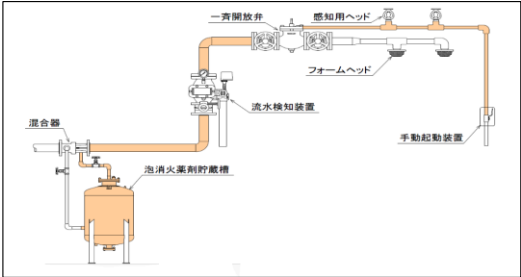
【補助金の内容】

- Q201** 補助金の補助率と上限額を教えてください。
A201 補助率と上限額は以下の通りです。
大企業 : 補助対象経費の1/2、上限500万円
中小企業や管理組合等 : 補助対象経費の2/3、上限700万円
- Q202** 公益財団法人は、大企業と中小企業等のどちらに該当するか。
A202 「中小企業等」に該当します。大企業以外の者(中小企業者、独立行政法人、学校法人、個人事業主、管理組合等)は、「中小企業等」に分類されます。
- Q203** 補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。
A203 補助対象経費には以下が含まれます。詳細はホームページに掲載の「手引」をご確認ください。
1. PFOS非含有泡消火薬剤の交換費用
2. フォームヘッドの交換費用
3. 設備の設置工事費用
4. 配管等の洗浄費用
5. 薬剤や洗浄水の処分費用(収集運搬費、廃棄処分委託費用)

PFOS等含有泡消火薬剤の転換促進事業

FAQ

更新日 令和8年4月1日

	<p>Q204 一斉開放弁の交換費用は補助対象になるか。 A204 いいえ、一斉開放弁の交換費用は補助対象外です。</p> <p>Q205 配管等の洗浄費用の対象となる範囲を教えてください。 A205 混合器、流水検知装置、一斉開放弁、手動起動装置、感知用ヘッド等が対象です。下図の色かけ箇所が洗浄費用の対象となります。</p> 
【申請手続き】	<p>Q301 申請はどのように行えばよいか。 A301 本事業のホームページから申請等各種様式をダウンロードし、必要書類を揃えてください。指定のメールアドレス(kaizen-pfos@tokyokankyo.jp)に申請書類一式を添付の上、電子メールで提出してください。</p> <p>Q302 申請に必要な書類は何か。 A302 申請内容によって必要書類が異なります。本事業のホームページに掲載の「手引」、もしくは「提出物チェックリスト」よりご確認ください。</p> <p>Q303 申請者は誰になるのか。 A303 補助対象機器の所有権を有する者が申請者となります。その他補助対象事業者の要件はホームページに掲載の「手引」をご確認ください。</p> <p>Q304 申請後、工事を開始しても良いか。 A304 いいえ、交付決定通知を受領した後に契約・発注・工事を開始してください。交付決定日より前に契約・発注を行っていた場合は、交付決定取消しとなりますのでご注意ください。</p> <p>Q305 申請から交付決定までどのくらい時間がかかるか。 A305 申請から交付決定まで約2か月を要します。ただし、審査内容や不備状況、申請件数、その他事情により前後する場合があります。</p> <p>Q306 交付申請時の提出書類である『設置場所(建物)の全部事項証明書』は、どこの区画の全部事項証明書を提出したら良いか。 A306 泡消火設備がある駐車場の全部事項証明書をご提出ください。</p>
【その他】	<p>Q401 設置済み(交換前)の泡消火設備が、工業会の登録があるかどうかはどのように調べるのか。 A401 一般社団法人日本消防装置工業会へ、PFOS含有泡消火薬剤管理台帳への登録の有無をお問合せください。</p> <p>Q402 泡消火設備の所有者が複数いる場合、申請はどのように行うか。 A402 所有者が複数いる場合、代表者1名が申請者となり、他の所有者の同意を得た上で申請してください。</p> <p>Q403 予算はまだあるか確認したい。 A403 交付申請受付中であれば、予算はまだある状態となります。</p> <p>Q404 予算がどれくらい残っているのか知りたい。 A404 予算の残額については公表しておりません。</p> <p>Q405 来年度も同様の補助事業は実施されるか。 A405 来年度事業が継続するのかどうか、来年度の事業内容については未定となります。決定次第、ホームページでお知らせします。最新情報はホームページをご確認ください。</p> <p>Q406 交付申請はまだ受付中か。 A406 ホームページや手引に記載の申請受付期間中は、申請を受け付けております。ただし、予算の限度額に達した時点で受付を終了したり、事務手続きの都合上一時的に交付申請を停止したりする場合があります。最新情報はホームページをご確認ください。</p> <p>Q407 補助金はいつ支払われるのか。 A407 補助金額確定通知後、1か月を目安に指定の銀行口座へ振り込まれます。</p>